

健康

「健康づくり計画策定委員会」を傍聴しませんか

町では、すべての町民が生涯を通して心身ともに健やかな生活を送れるように「(仮称)当別町健康づくり計画」を策定しています。

現在委員会では、歯の健康、栄養・食生活、心の健康、運動・身体活動について情報を共有し意見交換を行いながら行動計画づくりを進めています。

日時 8月19日(木) 18時(2時間程度)

場所 ゆとろ(西町)

議題 栄養・食生活の具体策について

詳細 福祉課保健サービス係
(「ゆとろ」内・☎23 - 2346)

高齢者

老人保健法などの高額医療費受給者は申請を



老人保健法医療受給者証を持っており、医療費が一定額以上になった方には「高額医療費支給申請書」を送付しています。

この申請書を提出することで、今後医療費が自己負担限度額を超えた場合に高額医療費として受給することができます。申請書が郵送された場合は、必要事項を記入し福祉係に必ず提出してください。

い。(領収書は不要です)

老人保健法受給対象者

◆75歳以上の方(平成14年9月30日現在、既に70歳以上であった方)

◆65歳以上で一定の障害があり、本人などが申請し認定された方(身体障害者手帳1~3級及び4級の一部、療育手帳(重度)の交付を受けている方など)

町老(マル老)・道老受給者

1カ月分の領収書・印鑑・金融機関(郵便局を除く)の通帳・健康保険証・医療受給者証を持参し手続きすることで、高額医療費を受給することができます。

申請・問合せ 福祉課福祉係
(「ゆとろ」内・☎23 - 3019)

福祉

重度心身障害者・母子家庭等医療費制度が改正されます

▼10月1日から次のように改正されます

①「母子家庭等医療費」から「ひとり親家庭等医療費」へ変更します

母子家庭等医療費の対象範囲が拡大され、父子家庭等も対象となります。

ります。

父子家庭等の方は9月1日(水)から申請を受け付けますので、手続きをお願いします。

②医療費の自己負担額

市町村民税課税世帯の重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給者の医療費自己負担額は、医療費の原則1割負担となります。

(入院40,200円、入院外12,000円の月額上限があります。)

3歳未満児と市町村民税非課税世帯の方は、従来どおり初診時一部負担金のみの自己負担となります。

対象者、申請手続きに必要な物表のとおり

申請・問合せ 福祉課福祉係
(「ゆとろ」内・☎23 - 3019)

□医療費助成の対象者

対象	対象者の内容	手続きに必要なもの
1 重度心身障害者	身体障害者手帳1級・2級の方と、3級(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸または人免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害がある)の方。 療育手帳「A」判定の方。 精神科医から「重度知的障害者」と診断された方。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証と印鑑 身体障害者手帳または療育手帳
2 母子家庭等 (10月1日からはひとり親家庭等)	父親がいない(行方不明等も含む)または父親が重度心身障害者等の家庭の母親と児童。 両親のいない児童。 母親がいない(行方不明等も含む)または母親が重度心身障害者等の家庭の父親と児童。(10月1日から)対象者は20歳未満の児童と母または父。(18歳以上の児童は在学証明書等が必要。) 児童は入院と通院、母または父は入院のみ助成対象。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証と印鑑 児童扶養手当証書または戸籍謄本

1 2とも所得による制限があります。

(2は、前夫、前妻からの「養育費」も所得金額に加算されます。)

平成16年1月1日の時点で当別町に住民登録がない方は「所得証明書」も必要。



児童手当

対象年齢拡大に伴う 申請書の提出はお早めに

児童手当の対象となるお子さんがこれまでの小学校入学前までから小学3年生修了前(9歳到達後最初の年度末)までに拡大されることが正式に決定しました。

すでに、小学校1～3年生のお子さんには学校を通じ制度改正のお知らせ・申請書を配布していますが、まだお手元に届いていない方、保護者は単身赴任などで当別町に居住しているがお子さんは当別町以外に住んでいる方は福祉部子育て担当までご連絡ください。

また、申請書の提出は9月30日(木)までとなっていますが、早めの提出にご協力ください。



詳細・問合せ 福祉部子育て担当(「ゆとろ」内・☎23-3024)

手続き

更新申請が必要で 特定疾患医療受給者証

現在お持ちの「特定疾患医療受給者証」は、9月30日(木)で有効期限が切れます。

引き続き「特定疾患医療受給者証」が必要な方は、更新申請(継続申請)の手続きをしてください。

なお、申請には臨時受付窓口を設けますのでご利用ください。

《臨時窓口》

▼日程 8月9日(月)・10日(火)
9月9日(木)・10日(金)

時間 10時～12時・13時～16時

▼場所 役場一階大会議室

※昨年と会場が異なりますのでご

注意ください。

※ご都合の悪い方は江別保健所と同石狩支所で随時受け付けています。

《提出書類》

- 有効期間更新申請書・臨時調査個人票
 - 世帯全員の住民票
 - 生計中心者などの所得税額を証明する書類
 - 健康保険証のコピー
 - 同意書(国が定めた疾患のみ)
- 詳細 江別保健所(☎011-383-2111)

国保

国民健康保険被保険者証の 更新時期が近づきました

現在使用されている被保険者証の有効期限は9月30日(木)です。新しい被保険者証は9月中旬に郵送する予定ですが、窓口交付希望の方、長期間不在のため郵送日の変更を希望する方は8月31日(火)までに電話で申し込みください。

遠隔地用の被保険者証が必要な方

家族の中で出稼ぎなどのため「遠隔地用被保険者証」が必要な方は役場窓口で申請してください。

学生用の被保険者証が必要な方

4月以降に「学生用被保険者証」の交付を受けている方は「旧学生用被保険者証」と新しい「被保険者証」を持参し窓口にお越しください。

また、新たに必要となった方は、学生証など学生を証明できるものと新しい「被保険者証」を持参し申請してください。

被保険者証の有効期限

被保険者証は毎年更新しますので、有効期限は、平成17年9月30日です。

問合せ 住民生活課国保年金係
(☎23-2467)

※訂正とお詫び

「広報とうべつ7月号」に掲載しました「知っていますか国民健康保険税」の介護保険料について誤りがありましたので、訂正し深くお詫びします。

(誤) 介護保険料
平等割5,800円 均等割5,000円
(正) 介護保険料
平等割5,000円 均等割5,800円

年金

国民年金保険料の納付は 安心・便利・確実な口座振替で

口座振替をご利用になると、預貯金口座から自動的に国民年金保険料が引き落とされるので、毎月、金融機関に納めに行く手間と時間が省け、納め忘れの防止にもなり安心です。毎月の保険料の振替日は翌月末日です。

手続き方法

「通帳」・「通帳届出印」・「国民年金保険料納付書」を持参し、ご利用の金融機関または社会保険事務所の窓口でお申し込みください。お申し込みや引き落としに手数料は一切かかりません。

口座振替の開始は、お申し込みの1～2カ月後となります。開始月は、後日送付される「国民年金保険料口座振替のお知らせ」(ハガキ)でご確認ください。

◆役場窓口年金相談日

8月11日(水)・25日(水)
1階国保年金係へお気軽にお越しください。

◆年金保険相談所の開設

主催 札幌北社会保険事務所
日時 8月20日(金)
10時～15時
場所 商工会館(錦町)